

## 大会宣言

私たち特別支援教育推進連盟は、障がい児・者に対してより適切な教育と福祉の充実を目的として、42年にわたり活動を進めてまいりました。関係する皆様には格別のご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、わが国では平成28年に「障害者総合支援法」「児童福祉法」「発達障害者支援法」が改正、「障害者差別解消法」の施行等により、障がい者施策の推進が図られ、乳幼児期から高齢期までの切れ目ない支援や医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関の綿密な連携の重要性が示されました。

本県においては、令和6年度に「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」が策定され、「障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる『人にやさしい岐阜県づくり』」を基本目標に、誰もが安心して暮らせる社会づくりが進められています。その中で、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要であるとし、特別支援学校と地域の小・中・高等学校等双方の学習のねらいを明確にした「交流及び共同学習」を計画的に実施することにより、相互理解を深めるための教育の充実が図られています。一方、障がい児・者が地域で安心して自立した生活を送るためには、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応できる障害福祉サービスが大切となります。そのため、「有機的な相談支援ネットワークの強化」など、最も身近な市町村が主体となって行う、専門性の高い「相談支援体制の確立」が期待されます。

本推進連盟としましては、障がい児・者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援していく体制のもと、安心して自立と社会参加できることを願い、下記の内容が早期に解決できるよう宣言します。

### 記

- 1 共生社会の実現に向けた施策や取組の充実
- 2 医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関の綿密な連携による切れ目ない支援体制の構築
- 3 労使双方への職業教育の充実と就労支援体制の構築

令和7年9月12日

岐阜県特別支援教育推進連盟